

監査法人のガバナンス・コード

平成 28 年 7 月 15 日、金融庁は、監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会を開催しました。近年の虚偽記載事件を受けて、会計監査の信頼性を向上させる意味で、その監査を担っている監査法人の運営の透明性を担保する狙いがあります。

当該ガバナンス・コードを策定する意義として、次のような論点で整理がなされています。

1. 最近の事案における問題点
2. 監査法人における近時の取組みの評価
3. パートナー制と実態の乖離
4. 乖離を埋めるコード策定の必要性
5. 監査法人の組織的な特性
6. 経営陣のマネジメントの知見の重要性
7. 人材啓発・人事評価
8. マネジメント・ガバナンス機能強化、透明性の向上
9. 監査の担い手の多様化との関係
10. その他

上記のうち、3については、5人以上のパートナーシップを前提とした公認会計士法上の制度と、数千人の公認会計士を擁する大手監査法人の実態との間に大きな乖離があり、この乖離に経営陣が対応しきれていないことが監査品質に問題が生じている原因の一つではないか、という説明がなされました。

コードの具体的な内容としては、大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について、規定することが考えられています。

このようなコードの導入によって、大手監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことを意図しているようです。

以上
